

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

追加型証券投資信託「日興BRICS株式ファンド」および投資対象とする証券投資信託「ブラジル株式マザーファンド」について、以下の通り、証券投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

弊社では、このたびの約款変更について、2007年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、異議申立手続きを実施いたします。

### 【変更対象ファンド】

追加型証券投資信託 日興BRICS株式ファンド  
証券投資信託 ブラジル株式マザーファンド

### 【異議申立に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する異議申立手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

- ◎異議申立手続きの対象受益者の確定基準日 : 2018年10月19日（金）
- ◎対象受益者からの異議申立受付期限 : 2018年11月20日（火）
- ◎異議申立者による買取請求開始 : 2018年11月29日（木）
- ◎異議申立者による買取請求終了 : 2018年12月18日（火）
- ◎約款変更実施日（予定） : 2018年12月29日（土）

### 【変更の理由および内容】

弊社では、「日興BRICS株式ファンド」（以下、当ファンドといいます。）および投資対象のひとつである「ブラジル株式マザーファンド」（以下、当マザーファンドといいます。）について、2018年12月29日付で以下の約款変更を予定しております。

このたびの約款変更に伴ないまして、信託報酬の総額や運用委託報酬に変更はございません。

#### ①ブラジル株式マザーファンド <運用委託先の変更について>

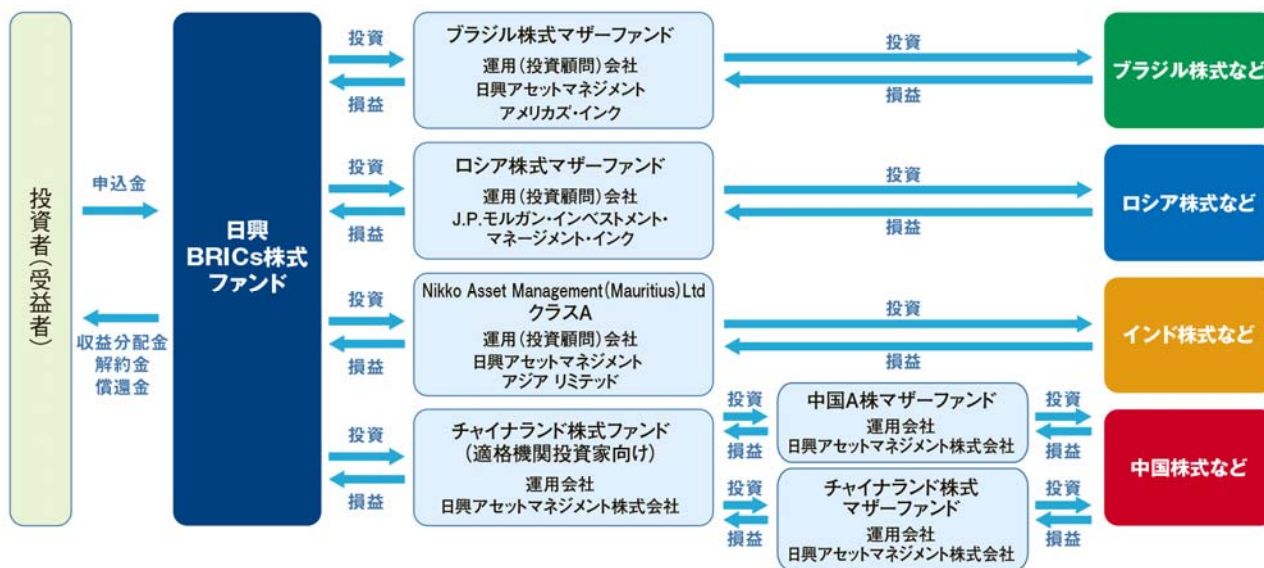
当マザーファンドについて、運用指図権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託しておりますが、同社より当該マザーファンドの純資産総額が減少していることを理由として、運用委託契約解除の申し出がありました。これを受けて、弊社では今後の対応策について検討して参りましたが、ブラジル株式運用で既に実績のある日興アセットマネジメント アメリカズ・インクを新たな運用指図権限の委託先として選定することが最善であると判断いたしました。

#### ②日興BRICS株式ファンド <投資対象ファンドの見直しに関する規定の明記について>

当ファンドについて、その投資態度において、投資対象ファンドを限定列挙しておりますが、今後、投資対象ファンドの入替が行なわれる際には迅速かつ適切に実施されるよう、投資態度において投資対象ファンドの見直しに関する規定を明記する予定です。

◎ご参考

＜ファンドの仕組み（約款変更後）＞



＜ブラジル株式マザーファンドの運用体制＞

当マザーファンドの運用にあたっては、現地有数の運用会社であるイタウ・アセットマネジメント※からの投資助言を受けて、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクが最終的な投資判断と売買執行を行なう予定です。

※イタウ・アセットマネジメントは、ブラジルの大手金融機関であるイタウ・ユニバンク銀行グループの運用部門で、1995年に設立されました。ブラジル株式投資において、豊富な経験と実績を有しております。

2018年6月末現在で、社員数は約260名、運用資産は約19.7兆円（1米ドル=110.76円で換算）。

|                    | 変更前                            | 変更後                    |
|--------------------|--------------------------------|------------------------|
| 運用委託先<br>(売買執行を含む) | J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク | 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク |
| 投資助言先              | —                              | イタウ・アセットマネジメント         |

【異議申立の判定】

当ファンドについて、期間中（2018年10月19日から2018年11月20日まで）にご異議の申し出をされた受益者が保有する2018年10月19日現在の受益権口数の合計が、2018年10月19日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、2018年11月28日に信託約款変更の届出を行ない、2018年12月29日付で、当ファンドおよび当マザーファンドにかかる約款変更を実施いたします。

**【異議申立をされた受益者の買取請求手続き】**

信託約款の変更を行なう場合、ご異議の申し出をされた当ファンドの受益者は、自己の保有する受益権について、2018年11月29日から2018年12月18日までの間に、弊社所定の手続きに基づいて受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、当ファンドの投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。このときの当該受益権の買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じた額を信託財産留保額として控除した価額）とします。

以上

2018年10月18日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
日興アセットマネジメント株式会社